

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

日時	令和6年8月30日（金）10時～12時
会場	大田区役所 201～202 会議室
出席者	<p>出席：《委員》</p> <p>石渡委員（会長）、鹿野委員（副会長）、松井委員、星野委員、三木委員、常安委員、尾立委員（欠席）、大谷委員、菅野委員、丸山委員、神作委員、長谷川委員（欠席）、市場谷委員、高瀬委員、根本委員、張間委員、中原委員、</p> <p>事務局：《大田区》</p> <p>政木福祉支援担当部長、黄木福祉管理課長、長谷川福祉支援調整担当課長、武田地域共生推進副参事、喜多高齢福祉課長、浅沼障害福祉課長</p> <p>上田大森地域福祉課長、木田調布地域福祉課長、根本蒲田地域福祉課長、若林糺谷・羽田地域福祉課長</p> <p>菊地調整担当係長、滝本調整担当係長、高橋調整担当係長、千葉主事、吉田主事</p> <p>《大田区社会福祉協議会》</p> <p>近藤事務局次長、岡田おおた成年後見センター長、</p> <p>福本係長、尾崎主任、白石主事、中村主事</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介（資料番号1） 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> 地域連携ネットワークに強化について (1) 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 各福祉関係計画について <ul style="list-style-type: none"> (ア)大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)(令和6年度～令和10年度) (イ)第7次大田区地域福祉活動計画リボン計画(令和6年度～令和10年度) イ 大田区の成年後見制度の推移について ウ 重層的支援会議と権利擁護支援検討会議の連携 エ 大田区老いじたく情報登録事業の実施について【新規事業】 (2) 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 地域連携ネットワークの強化に向けて 4 事務連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュール 5 閉会
会議資料	<p>資料番号1 大田区成年後見制度等利用促進協議会 委員名簿</p> <p>資料番号2 大田区の成年後見制度の推移について</p> <p>資料番号3 重層的支援会議と権利擁護支援検討会議の連携に向けて</p> <p>資料番号4 大田区老いじたく情報登録事業の実施について</p> <p>資料番号5 大田区成年後見制度等利用促進協議会における取組み課題</p>

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

	<p>資料番号6 大田区成年後見制度等利用促進協議会における課題(意見)整理 厚生労働省 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施 資料番号7 地域連携ネットワークの強化に向けて 資料番号8 大田区成年後見制度等利用促進協議会 部会設置(案)</p> <p>【計画(冊子等)】</p> <p>○大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)(令和6年度～令和10年度) ○第7次大田区地域福祉活動計画リボン計画(令和6年度～令和10年度) 概要版</p> <p>【チラシ・パンフレット等】</p> <p>○おいじたく推進事業チラシ令和6年度 ○おいじたく情報登録事業チラシ ○❖ご案内します❖成年後見制度などの権利擁護支援 パンフレット ○社協だよりNo.100 第7次大田区地域福祉活動計画(リボン計画)を策定しました ○これからのこと弁護士と考えてみませんか? (日本弁護士連合会×NHK出版)</p>
<p>議事要旨</p>	<p>1 開会</p> <p>中核機関 大田区 張間福祉部長 あいさつ ～～～張間福祉部長 あいさつ～～～</p> <p>2 委員紹介</p> <p>～～～長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号1に基づき紹介～～～</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 各福祉関係計画について</p> <p>～～～長谷川福祉支援調整担当課長 説明～～～ (ア)大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)(令和6年度～令和10年度) ～～～高橋調整担当係長 計画(冊子)で説明～～～ (イ)第7次大田区地域福祉活動計画リボン計画(令和6年度～令和10年度) ～～～岡田おおた成年後見センター長 リボン計画概要版及び社協で説明～～～</p> <p>イ 大田区の成年後見制度の推移について ～～～長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号2に基づき説明～～～</p> <p>ウ 重層的支援会議と権利擁護支援検討会議の連携 ～～～長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号3に基づき説明～～～</p> <p>エ 大田区おいじたく情報登録事業の実施について【新規事業】 ～～～長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号4に基づき説明～～～</p>

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【石渡会長】

今までご説明いただいたところで何か質問はありますか。

【星野委員(東京社会福祉士会)】

資料番号 4、老いじたく情報登録事業の申請者について、申請者を本人又は成年後見人としているが、補助人、保佐人はどうなのか。

【長谷川課長 (大田区福祉部)】

本人と一緒に来ていただくということを考えているが、そういう意味では、補助人・保佐人も申請者になる。

【丸山委員 (大田区介護保険サービス団体連絡会)】

権利擁護支援検討会議の役割について質問する。地域福祉計画の 96 ページでは、権利擁護支援検討会議が上の方の図で、下の方に成年後見制度等利用促進協議会となっている。この示す意味として地域ケア会議など個別支援と同じなのか。また、検討している内容については、チーム支援に対しての専門家の助言が行われていることだと思うが、重層的支援とどのような連携や支援につながっているのか。もう 1 点は、先ほど長谷川課長から、今の権利擁護支援検討会議の内容は、本人同意がとれないケースがほとんどのようだが、令和 2 年から 4 年までの実績 35 件と記載されている。少しでいいので、参考になる事例をご紹介いただきたい。

【長谷川課長 (大田区福祉部)】

権利擁護支援検討会議の位置付けの前に、成年後見制度等利用促進協議会について説明する。この協議会は区としての施策の方向性や、ネットワークを構築するためのご意見をいただく会議である。権利擁護支援検討会議は、基本的にはいわゆる個別ケースで、様々な機関でケース会議等を開催しているが、権利擁護の本人意思の尊重について、専門家の方々からアドバイスをいただく会議である。個別ケースについてご助言をいただく会議である。権利擁護支援検討会議には、弁護士、司法書士、社会福祉士会からお 1 人ずつ選出し、中核機関として社会福祉協議会と区が委員となり、先ほどお話しした個別の視点でのケース会議というような形で進めている。実際に会議の運営を担当している岡田センター長から補足等をお願いしたい。

【岡田センター長 (おおた成年後見センター)】

96 ページの 35 件の実績については、重層的支援会議は本人同意が必要なことから含まれてはならず権利擁護支援検討会議の実績である。本会議は、匿名で行っており、本人同意はとっていない。本会議の詳細については、3-2 に役割を示しているが、具体的な事例を紹介したほうが分かりやすいので少し紹介する。

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

ご夫婦の事例で、妻が認知症になり後見人や福祉・医療サービスが必要なのに、夫が拒否するためサービス利用等に繋がらないケース。妻の権利擁護支援のために、成年後見制度の必要性の判断の検討と、夫にも支援が必要ではないかなどを検討した。この会議で重要なのは、本人の意向・希望を必ず確認し重視しているところである。その視点で、専門職の方からアドバイスをいただいている。また、本会議の重要な部分として、事前打合せの段階からアドバイザーに入っただき、そこで課題を整理してから検討会議に臨んでいるところである。支援チームでは、権利擁護支援シートを作成し情報を共有し、みんなで課題に気づいたり、考えたりしている。この会議に提案する過程も大事でチーム形成につながっている。

先ほどお話があった複合的な課題を抱えている事例のように、高齢の両親と精神障がいのお子さんがあるケースも多く、それぞれの課題をシートに整理していくことが大切で、現状と課題を見える化しアセスメントした後、世帯全体でみていくことが重要である。丁寧な作業を積み重ねてこの検討会議に提案している。会議の中では、後見制度の利用が必要かよりも、この方にどのような支援が必要なのかという視点で検討している。後見人が必要な場合には、後見人に何を支援してもらうのか、現在の支援者では担えないことは何なのかなど、また、受任者についてのご意見など、専門職の方からご助言をいただいている。後見人がついて終わりではなく、モニタリング、チーム支援の再検討などを行っている。権利擁護支援を行う一連の場面・場面で本会議を活用し検討している。

【星野委員（東京社会福祉会）】

本会議が地域で必要であることを、国で検討してきた委員としてお話する。今までは、後見制度が必要かを経験則で判断されてきた。後見人を誰にするかなどの受任調整しかしてこなかった。そのため、本人のためにならなかったことが多々見受けられ、3つの場面をしっかりと検討することが求められている。成年後見制度ありきではなく、どんな支援が必要なのかを客観的に検討し、後見人が受任された後も、チーム支援としてモニタリングしていく等、国の方針に沿った形で運営されている。国の方針に沿ってはいるが、大田区版としての運営、権利擁護支援シートも大田区仕様になっている。本会議の運営について補足させていただいた。

【長谷川課長（大田区福祉部）】

重層的支援会議の事例については、4つ圏域の地域福祉課でそれぞれやっているの
で、地域福祉課長からどなたが代表してお願いする。

【根本課長（大田区福祉部）】

蒲田地域福祉課は、本日も重層的支援会議を開催しているところである。資料番号3-1に示しているとおりの様々な案件があり、令和5年度から本格実施している。精神疾患のある方については、今までは保健所として地域健康課が担当していたが、令和6年4月

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

からは福祉事務所として、いろいろな障害のある方を支援している。重層的支援は公的機関以外にも一般の事業者などたくさんの方にご参加していただき、チームとして連携している。本人同意のないケースがほとんどで、今まで情報共有が難しかった部分を、この会議にかけることによってそれぞれ情報を持ち寄り、今後の支援にいかしていき、有効的に情報共有ができることになっている。また、ケースの課題は複雑ですぐに終結できるものではないので、ひとつひとつ支援を検討している中で、権利擁護の視点でアドバイスなどをいただきたいときには、権利擁護支援検討会議に諮りながら進めている。総合的に両方の会議を使い分けながら、重層的支援会議には後見人の方にもきていただくなど、一緒にチームとして情報共有して検討していく体制、バックアップできる体制が法的にも使えるようになってきている。

【大谷委員（東京税理士会）】

資料番号 3-2 で、権利擁護支援の 3 つの場面の、成年後見人選任後の成年後見人等の交代について、これは現実に今の検討会議の中で行われているのか。或いは今後の民法改正を踏まえた上での、こういう検討していこうとして書かれているのかお聞きしたい。

【岡田センター長（おおた成年後見センター）】

実際にこの支援検討会議に提出した案件はないが、後見人の交代のご相談については後見センターにきている。今後法改正があるので、本会議にもそのような案件が出てくることもあると思う。ただ全く知らないケースとなるので、丁寧に聞き取りをして支援していくこととなる。

【丸山委員（大田区介護保険サービス団体連絡会）】

いろんなケースに対して、打ち合わせや体制が作られている地域ケア会議などの中で、地域課題から出てくる様々な課題について、どのように吸い上げていくのか。権利擁護支援検討会議に出されるケースについて、うまく吸い上げられるような制度や仕組みができたらいいと考えている。

【菅野委員（地域包括支援センター）】

地域包括支援センターは、地域ケア会議、重層的支援会議、権利擁護にも参加させていただいている。いつも常に相談の一番手前のところにいるので、すべてのケースに関わるという認識で対応している。私たちは相談を世帯として考え、重層的支援会議では 8050 の世帯など複合課題を抱えている世帯を支援している。高齢者の専門窓口として相談を受けているが、高齢者の課題がご家族の課題を解決しないとたどり着かないことがここ数年すごく多く、支援できることに限界があると感じている。現場の感覚としては、ご家族の支援者をつくらなければいけないのに、今までは連携がとりにくかったが、この重層的支援会議が開催されてからは、地域福祉課の方が、公に必要な機関を集めてくださり、

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

連携体制をつくることのできる会議になっている。日常の支援に対しても情報を共有し、モニタリングもしっかり行われ、専門的な研究もありご助言をいただきながら進めている。私たちとしては、この重層会議がもっと効果的に機能していただかないと、支援が滞り行き詰まってしまうので、今後はそこをしっかりと強化して協力していきたい。

一方、権利擁護支援検討会議は、私たちもひとりひとりの意思確認をするのはすごく大変だと感じている。私も3年関わっている精神疾患の兄弟の方のケースがあり、毎月高瀬クリニックの訪問診療に通い、このところ金銭管理が大変で権利擁護の話がでてきて、社会福祉協議会に半年前ぐらいに相談し、今回やっと担当の方とも面談できるところまで繋がった。その方の意思・意向や希望を聞くことは難しく課題が先にきてしまい、私たちもこうだろうと決めつけてしまう傾向があった。この支援シート3枚もあり、基本情報だけでは全然とどまらなく、書くのがすごく大変である。その方を知らなければいけなく、私たちもすごく考えさせられている。人の人生だからそれぐらい当たり前で、本当に気づかされる会議である。

先ほど丸山委員が言われた、地域ケア会議とどう繋がっていくのかは、すべて地域課題に当てはまる人たちになる。私たちとしては、地域ケア会議の委員や町会の方たちと連携して、この地域課題について検討している。蒲田の地域だと認知症の高齢者や、男性の孤立やひとり暮らしが体感的にもとても多く特に力を入れている。その方たちは支援が必要になることがすごく多いので、この会議にもつなげていくというのは課題解決の道筋としてあると思っている。

【石渡会長】

今日のテーマである地域連携ネットワークというのは、そのあたりをどう整理するかというところになると思う。

【高瀬委員（大田区三医師会）】

このケースは結構時間がかかり地域ケア会議にかけながら、菅野さんが時間ある時に時間をかけてやっている。多分、根本先生も同じだと思うが、認知症の方は急激に生命的な危機になり、精神症状も同時に出てきて、この後病院に入院して、その後お亡くなりになるケースがある。それから、次の段階に来ている方もいるが、そういうときに権利擁護も含めて、非常に悩ましい現状があり、結構スピード感を持って、これを丁寧にやらなければいけないことがある。本当に今日は、関係者の皆さんがよく考えていることが分かった。一方でスピード感を持って対応していただくには、医者や菅野さんなど現場で支援している方の負担が大きいケースが多く、どんどん増えている。それに対する何かサポートする体制があるといい。今日、お集まりの先生方、関係者の皆さんも頭の隅に置いていただき、この後の議論できたらありがたいと思っている。

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【根本委員（東邦大学）】

先生が話されたとおり、精神疾患・障害がある方が、知的障害や身体障害と最も違うところは、精神障害というのは後遺症の部分と、あと常に精神疾患という病気の部分併存し、良くなったり悪くなったりなど変化があり、しかも急激な変化をきたすことがあり、しばしば周囲の対応が難しいことである。障害というのは本来ある程度固定しているが、精神疾患・障害の特徴としては、非常に変動し対応が難しいところである。それに関して問題になる場合は、かなり医療との連携というのが必要になると考えている。

【石渡会長】

私は福祉分野なので、包括や医師の負担が大きいところが多分にあると思う。どのようにネットワークを作っていくかになるが、何か今までの関連で意見等がありますか。

【神作委員（基幹相談支援センター）】

障がい者支援の現場でも、目の前の障害のある方に何かが起こっている場合に、他にも同じことが課題になる人がいるのではないかと、と枠を変えて捉えなおすことを地域課題としている。（大田区地域福祉計画）96ページの個別支援があるが、おそらく私たちの担当者会議やサービス調整会議で課題の抽出をしていることが個別支援にあたり、地域課題を抽出し検討する場として、自立支援協議会がある。介護分野で行われている地域ケア会議も近いものと思われる。障害と介護などの分野横断的なケースについては関係者を招いて開催しており、相談支援においては日常的に行われていることではあるが、重層的支援会議はそれがさらに拡大化されたような形になった印象で、公的にきちんとチーム支援を行い、役割分担をしていくということが、1つのケースをもとに大変意味のあることだと思う。資料番号3-3に書かれている権利擁護支援検討会議との役割分担し連携しながら、そのあたりのところが大変わかりやすく整理されていると思う。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

この資料3-1、重層的支援会議は法律に基づいて根拠がある会議となっているが、中核機関には法的な根拠がない。実は今、国でも法改正の議論の中でも出てきており民法改正される前に、中核機関は何らかの法的根拠がある機関にしなければならないという大きな動きがある。その中でこの権利擁護支援検討会議というのは、何を目的に周辺のいろんなネットワークや会議体とどのように連携するのかが明確になっていないので、大田区では工夫して進めている。先日も重層的支援会議の事例を、権利擁護支援検討会議に提案され、私も参加したが非常に学ぶことが多かった。それを国にも伝えながらしっかりと根づくような形を作らないといけない。また、皆さんが言われたように、個別の話がきているだけではなく、そこに出てくる課題は、誰にも起こりえる遭遇する可能性がある課題だと考えている。皆さんも、これは特別な特殊な事例を検討しているのではないという意識でお話されているものと、私は個人的に思っている。

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【石渡会長】

ぜひ、国の会議の中でこの法的な位置付けというところ出していただきたい。私も少し意見として、追加資料にある精神障害の支援、相談行政の組織が変わったということだが、大田区では、精神障害の家族会や当事者団体の活動がものすごく活発で、情報がどんどん入ってきている。昨日も当事者団体から、ピアサポーターの資格を取るなど、いろいろな動きを自分たちでやっている。長期入院になっている人たちをどう地域に移行するかなどについての動きや声も紹介されていた。私はその当事者団体の方たちの助言が大事になってくると思うし、地域の障害の当事者の方たちも、かなり行政を動かす活動をしている。その障害がある方、今は認知症の方も地域で活躍をされている中で、どのように地域ネットワークを位置づけるのか、特に大田区でいろんな活動が活発なので、ぜひ具体化していければというところを意見としてお渡ししたい。

【石渡会長】

この後、事務局のほうから、今後の検討会議のあり方などで、ご説明をいただいた上でまた皆さんのご意見をいただきたい。

(2) 協議事項

ア 地域連携ネットワークの強化に向けて

～～～長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号5・6・厚労省資料に基づき説明～～～

～～～長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号7・8に基づき説明～～～

【石渡会長】

部会設置の提案を事務局からいただいたが、この件に関してご質問やご意見がある方いますか。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

日常の金銭管理については、国のモデル事業の様子を見ながらということだが、モデル事業に取り組んでいる自治体は、地域の実情によって違うので、大田区のような人口の多い自治体ではまた違ってきくる。まずは、金銭管理についての部会の設置は先でもいいので、勉強会なりを開催して、意識を共有することは必要だと思う。先ほどスピード感というお話もあったが、成年後見制度を利用して、成年後見人をつければ解決できるということではなく、金銭管理については、この協議会には金融機関の方もいらっしゃるの、地域密着の金銭管理のあり方を検討するための準備を、ぜひ今年度考えていただきたいというのが希望である。

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【鹿野委員（三弁護士会）】

私も同意見で部会をつくるときは、1個ずつつくるのではなく、いっぺんに作って、一緒に話し合っていくというのが効果的だと思う。スケジュールや人力的に難しいというのであれば、少なくとも地域連携ネットワーク強化部会が立ち上がったときに、金銭管理部会のメンバーをどうするかを同時並行に立ち上げて、今年度中には立ち上げていくことをお考えいただけたらいいと思う。

【松井委員（東京リーガルサポート）】

私も鹿野委員、星野委員と同じでいいと思う。

【長谷川課長（大田区福祉部）】

力強いご意見をいただいたので、かなり前向きに中核機関として社会福祉協議会と検討させていただきたいと思う。

【石渡会長】

金融機関も入っていただきたいとお話があるので、今までのところで何かあれば、ご発言していただければと思う。

【市場谷委員（金融機関）】

成年後見人の方が預金の引き出しは日常的にはあることで、当金庫でも代理人サービスというのがあり、50万円まで引き出すことができる。お子さんであれば、本人の同意がとれれば可能である。相続人の方がいろいろ勝手に引き出すなどトラブルになることもある。金融機関によって考え方があり、まだ足並みがそろってないのが状況である。預金だけではないが、不動産も資産の活用という場面でも結構トラブルはつきものなので、金融機関も一緒に考えていきたいと思う。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

国のモデル事業については、日常的な金銭管理の仕組みを、金融機関と代理人の方だけが行うのではなく、本人の意思決定を支援する人もいて、それを監督する機関もある。大田区で言うと社会福祉協議会などが監督する機関としてイメージできる。日常のお金のやりとりをするためには、何よりも金融機関のご理解がないとできないというのが、過去2年間の国のモデル事業の結果だった。金融機関すべての足並みがそろっていないので、こういう協議会に来ていただいている委員の方と一緒に勉強して情報共有しながら、私たちの地域ではどんな仕組みが必要なのか、ということを考えていきながらできるのではないかと思っている。

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【石渡会長】

協議事項ということで、地域連携ネットワークの強化に向けてということで、委員の皆様にもいろいろご意見をいただきたいと思う。すでに意義とか課題を意見として出ていると思うが、改めて資料7で、事前に皆さんにいただいたご意見をまとめていただいているので、委員の皆様から、地域連携ネットワークの強化というところでの関連で、お考えになっていることについてご発言をいただきたい。

【石渡会長】

私は、第二期の成年後見制度等利用促進基本計画で、地域福祉計画の資料の中にも掲載されている、権利擁護支援という手のひらの図を書いているあたりに、とても共感をしている。しかし、確か成年後見制度利用促進基本計画という名前が非常に誤解を受けて、要するに成年後見制度の利用者を増やせばいい計画と誤解されてしまうのが非常にまずい。国連の総括所見でも計画は否定をされていて、私は名前から誤解を受けていると思う。権利擁護支援というのが地域共生社会をつくっていき、重層的支援など法に基づきいろんな検討しているのだろうと思う。今まで大田区がやってきた重層的支援とか権利擁護支援の会議をどのように連携させて整理するかを考えているが、皆様からぜひご意見をいただきたい。自治会や民生委員とか地域の立場からのご意見もいただきたい。

【三木委員（大田区自治会連合会）】

全体的に国の方針も含めて考え方は素晴らしいと思う。しかし、正直言って現場を知らない、理想に思うのは構わないが、現場の人たちが果たしてそれと動けるのかどうか。正直言って自治会というのは任意団体であり公的ではない。民生委員や地域包括支援センターの方は準公務員だが、自治会は任意団体であり中途半端な立場であるということをご理解いただきたい。その中で非常に個人情報などの問題を多く含んでいる。協議会等で話し合いをされているが、正直にいうと現場の自治会や地域に、この情報というのは一切共有されていない。例えば、どこの地域、この地域はこういうことがある、こういう問題がありますよというのは、包括の方や民生委員の方とは常に共有できるが、自治会はその地域全体を共同運営している一つの組織なので、そういう意味では細かいところまではあがってこない。周知・啓発については、自治会としては、回覧板や掲示板とかで活動はしているが、もう一步踏み込んだ啓蒙活動をどうしていくかは、その地域・地域によって、おそらくやり方も違うので、手法も変わってくると思う。18地区の連合会があり、218の自治会・町会があるので、少なくとも18の連合会の中で情報共有のできる場をつくっていただき、そこの地域の中でどのように啓蒙活動をやっていくか、話し合えればいいのではと思っている。

【石渡会長】

私も昨年度自治会の役員をやっていて、自治会というものの重要性を再認識している

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

ところである。多分、なかなか自治会の位置付けみたいなのが明確に言えないこともあると思う。やはり住んでいる方たちには、こういう近いところではとても大きいと感じている。民生委員からもご意見をお願いしたい。

【常安委員（大田区民生委員児童委員協議会）】

民生委員は準公務員というお話があったが、司法書士や福祉職をやりながらで民生委員も担っていただいている方もいるが、成年後見についての知識や知見を民生委員がどれくらい持っているかは、知識的には非常にばらつきがあり少ないと思っている。担当している地域の課題を抱えている方が、なるべく心安らかに過ごしていただけるような気持ちで見守りや支援をしている。多分、権利擁護支援検討会議にメンバーとして入っても、学術的な意見をいう民生委員は少ないと思われる。ただ意識的に課題のある方を応援するという気持ちは持っていると思うので、どちらかという、課題のある方の応援みたいな発言しかできないと思っている。

【石渡会長】

多分その応援のところが大事で、学術的なところはそれぞれの専門職が動いてくださると思う。先ほど三木委員がご意見として、情報の共有や周知・啓発について、18自治会に共有みたいな話も出ていたと思うので、今日まだご意見をいただいている、中原委員からその辺についてお願いしたい。

【中原委員（大田区社会福祉協議会）】

まさに情報が共有されていないなど、地域の中に浸透するまではいっていないと思っている。これをどのように一緒に考えていくかが重要になる。先ほど、重層的支援会議と権利擁護支援検討会議の役割や連携について説明があったが、これはあくまでも会議であり、この会議のみで全部共有できるわけではない。星野委員が話されたように、共通の課題があるはずで、それをどのように協議会などで、みんなで一緒に考えていくかが周知・啓発にも繋がっていくと思う。権利擁護支援検討会議でも重層的支援会議でも、例えば、ごみ屋敷だという話が出てきており、これはどの地域でも共通する課題だと思う。これを1つの機関だけで解決を考えるのではなく、これは地域の課題でもあるので、地域ぐるみで専門職を交えて、どのように解決に向けて考えていくのか、そういうプラットフォームを地域の中にたくさんつくっていくことが大切だと思う。その中で、お互いの課題を、地域の課題として見つめ合うことが必要で、そこから周知啓発につながると思う。例えば、周知啓発にあたってはパンフレットをつくるだけでなく、課題に対してどのように対応していくか、地域で共に考える仕組みが必要だと考えている。その実践が社協の役割であり、それが重層的支援体制整備事業の地域づくりとだと理解している。

1つ付け加えると先ほどの金銭管理は、生活支援サービスの1つであり、これは地域

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

包括ケアの鉢の図の土の部分で、介護保険サービスなどがあっても、土がしっかりしなければそのサービスが活かしきれないという話だと理解している。その生活支援サービスの1つが、金銭管理だと思う。すぐ部会ではなくても、今の準備段階とか勉強会ということは、取り組んでいく必要があると思う。

【三木委員（大田区自治会連合会）】

先ほどの意見に追加で、1つの提案であり考え方だが、18の地域で毎月会議を開催している。様々な機関が集まり、大田区全体の地域力の会議、各18地区の地域力の会議を開催している。自分の地域だとそこには当然、社協や民生委員、警察、消防の方がいる。その中で、毎月でなくとも、2～3か月に1回、座談会的な会を開いて、この地域でこういう問題が発生していると、話し合う場があれば、地域としてのいろんな活動ができると思う。今は、民生委員は民生委員で、包括は包括で、各団体では個別に動いてはいるが、それを繋げる部分がなかなか少ないと思う。ないとは言わないが、もう少し活動を各団体とつながるといいと思っている。

【鹿野委員（三弁護士会）】

今のご発言を聞いて思ったが、民生委員の方が寄り添うというお話があったと思うが、寄り添うだけではなく、この方には別の支援が、さらなる具体的な支援が必要なのではないか。とても1人でお暮らしになっていくのは難しいのではないかというような気づかれた場合、それを民生委員の方がどのように福祉につなげていく仕組みがあるのか、どうなのか。

【常安委員（大田区民生委員児童委員協議会）】

ほぼ、包括支援センターに連絡している。

【鹿野委員（三弁護士会）】

包括支援センターと繋がってはいるが、民生委員ではなく自治会の中で、何か気がつかれたり、逆に包括支援センターが把握しているけど、それをそのお住まいの自治会に下ろすっていう、その中では難しいということなのか。

【三木委員（大田区自治会連合会）】

個人情報の問題がある。

【鹿野委員（三弁護士会）】

個人情報からそこを何とかご本人を説得して、何かの形でつなげられると、座談会でも、繋げられる仕組みがあるといい。

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【三木委員（大田区自治会連合会）】

特別出張所がその役目を担っている。

【菅野委員（地域包括支援センター）】

相談をいただけるような関係性を作っていかなければいけないのが、地域包括支援センターの課題であり役割である。大田区には特別出張所があり、そこを中心にまちをつくっていて、私たちもそこの一員として入っている。大田区では地域力推進委員会があり、自治会や民生委員の方と関わらせていただいている。それだけでなく、民生児童委員協議会にも毎月参加して、そこで相談をアウトリーチ的いただき、この人心配だよねという共有が常にできるような関係性を作っている。大田区は地域包括支援センター全体的に作り上げてきているところだと思っている。その中で個人情報については、地域ではすごく難しい。人のことは知りたいが、自分のことは言いたくないということがあった。それを無理やり共有できないし、だけど地域は心配しているので板挟みになることが実際にあった。問題を解決するためには、周りの協力が必要だと話をするが、周りが理解していただいて協力いただけるかは、それぞれの事情があるのでそれもまた難しいところもある。だから、成年後見制度などがとても大事であり、その人の権利はそれぞれだとは思っているので本当に大変である。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

これまでの話の多くは、視点が支援者側になっていると感じる。現在、国が検討している「地域共生社会のあり方検討会議」を傍聴して感じたのは、支援を受ける力というのがあり、地域住民の「受援力」を高めるということである。部会では、我々のネットワークを強化するという視点よりも、市民の方の受援力、助けを求める力を強めていくためになができるかということではないだろうか。包括や民生委員や自治会の方が一生懸命やっておられるやり方を踏まえれば、専門職といわれる私たちの何かを強くするのではないということである。もう1つ権利擁護という言葉の捉え方が、多分皆さんそれぞれ聞いていて違うと思う。成年後見や金銭管理とか虐待だけが権利擁護支援ではない。これも共生社会の在り方検討会議で出てきたが、保護をして守っていくのが権利擁護のひとつの形だが、守るだけではなくて自分が権利を行使する、それを支援するそれが権利擁護支援である。先ほどの権利擁護支援検討会議でもそういう状態になっても、他者が何かをやるしかないから検討会にあげるのではなく、本人に何ができるかを支援していくための会議でもある。

今回参加して重層との違いがより明確になった。権利擁護支援検討会議は、メンバーに専門職が入り、今後は医療の方も入っていただくことも検討事項となると考えるが、権利擁護支援検討会議は専門職による専門的助言を受ける場でもある。一般の市民の方、インフォーマルな方が入るのが重層の会議といえる。関係者が重なることもあるので、同時に時間をずらしてやるとか、先に重層で検討し、その後に権利擁護支援を検討していくな

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

ど、この会議体を整理していくとともに、ネットワーク強化では重要になってくる。

【根本委員（東邦大学）】

医療と直接関わらないかもしれないが、権利擁護支援に関する周知啓発についての議論の中で、医療においてもいろんなエビデンスになる研究がされている。しかし、それが実際の社会ではあまり役にたっていないことが、医学において問題になっている。そういったエビデンスをどう社会で役立てるか、普及や社会実装を目指した学問として実装科学が非常に注目されていて、東邦大学でもそういったことを取り入れている。私たちも研究のモデル事業などで、非常にいい桃源郷のようなものができても、他に普及しないということばかりだった。今日拝見して、非常にここまで練られてしっかりした素晴らしい取り組みやシステムが、大田区の中にどう普及していくかが重要だと考えたので、そういう学問、学術的な観点からの支援もできると思った。そういったことでお役に立てればと考え、大変勉強になった。

【高瀬委員（大田区三医師会）】

私は現場ばかりなので、こういう機会に先生方から教えていただいている。根本先生は、実装科学をされているし、どうしたら地域のかかりつけ医としてお役に立てるのかと常日頃考えてはいるが、何かエビデンスというお話もありましたので、気を引き締めて勉強させていただきたい。皆様のお力をいただきたいと思います。

【鹿野委員（三弁護士会）】

全然違う話だが、資料番号7で少し気になったことを質問したい。税理士の方から、権利擁護支援の周知啓発についてで、小学生向け認知症講座を地域包括支援センターで開催されているということ、地域包括支援センターからも同じ報告があるが、これは、税理士会も参加して行われたものなのか。この小学生向け認知症講座というのは、将来的に長い目で見たときにとっても大事なもので、地道にこういうのは続けていただけたらいいと思った。どんな講座なのか教えていただきたい。

【大谷委員（東京税理士会）】

区報に「小学生向けの認知症講座」が掲載されていて、孫にすすめたところ心配されたんです「おじいちゃん、認知症じゃないよね。」と。税理士会でも20年近く小中高向けに税金などお金に関する講座を開催している。小学生向けの簡単な講座から、高校生向けの講座があり、ものすごく効果が出てきている。小さいときから、お金のことについて、親もふまえて、セミナーなどで小さなファーストタッチでそういう話を聞くことが、かなり大きな影響があり、社会に出るときに重要になってくると思っている。

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【菅野委員（地域包括支援センター）】

この小学生認知症講座というのは、蒲田の地域福祉課管轄の7包括が連携して、3年連続で開催している。なぜ小学生向けかというと、大谷委員や鹿野委員が話されたとおりに、若い世代に向けて啓発することが、長い目でみると効果が出てくる。私たちが、現実として対応している人は、そういう認識を持って生きてきた人ではない。相談を受ける力を権利擁護で考えたときに、いかに若い世代の方たちと繋がるかが大切である。

認知症についての理解を広げるために、この3年連続で開催しており、区報にも載せてもらい、目についたということは、今までやってきた甲斐がある。地域包括支援センターの中に、認知症地域支援推進員という職員がいて、認知症の理解を広げて地域をつくるという役割を持ち、毎年頑張っている。今日の話をして大変影響があるということをお伝えしたい。小学生ということで、校長会にも大田区の高齢福祉課から説明していただいて、認知症サポーター養成講座を積極的にやっていくことをお願いしている。最近は大田区内の地域包括支援センターどこも、例えばサマースクールや、小学校の授業に取り入れていただく形で、啓発を進めているところである。

【松井委員（東京リーガルサポート）】

受援力というお話があったが、司法書士会でも未成年者向けに、「消費者被害にあわないために」などの講座を、積極的にやっているところもある。今後は、「認知症に対する理解」などもやりたいと思った。実はこの会議に来る前に、サービス担当者会議のために最近保佐人に受任した本人のアパートに行ってきた。薬局、ケアマネ、ヘルパー、地域包括、私で今後どうしていくかということをお話し合った。被保佐人は先ほどの言葉でいうと、受援力が全くない方で、皆さんを知っているのか、聞いているのか。また、お金が潤沢な方でもなく、ぎりぎり生活している方でもある。今後どうしようということで、皆さんで支援方針を話し合い方針がまとまったので、この会議に時間通り出席できた。しかし、現実には非常に厳しい。スピード感を持ってやらないと、その人の生活自体が崩壊してしまう。受ける施設もないということで、皆さんとネットワークをつくり連携しながらやるが、先ほどの受援力を、まだ小さい未成年の方々に、そういう講座を設けていくのは、長い目でみるととても必要なことだと思ひ発言させていただいた。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

認知症講座はいいことだと思ひ聞いていた。認知症になっても、自分らしく生きていける、自分の権利を行使できる、その話を小さい小学生から聞けるというのは、とても大事なことだと思ひ。認知症だからできないではなく、認知症の方が生き生きとその人らしく暮らしている、そもそもそういうお話をされていることが大切である。

今後、部会で検討するかもしれないが、今回意見として出した身元保証の問題がある。これは、日常的な金銭管理もそうだが、身寄りがない方が増えている中で、身元保証人がいないことから成年後見の制度を利用するかという相談が増えている。最近、実は大田区

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

内でも、後見人がいても身元保証がいるという、サービス事業者が増えてきている。国の「高齢者等終身サポート事業に関する事業者ガイドライン」は、判断能力のある高齢者等が自分で判断し必要だと考えたときに事業者と契約するときの留意点について国が出したものである。基本的には任意後見の契約をしていたり、老いじたくのご相談をしていたり、例えば法定後見を使っている方が、この身元保証のガイドラインに沿った事業者と契約することは考えられないはずである。そういう共通認識が持っていないために成年後見制度を使う必要性がないにもかかわらず、身寄りがなくて身元保証人がいないから後見制度を利用するという実態がある。成年後見制度を利用していても、さらに身元保証会社との契約を求められるという問題がある。そうではない実態もあるが、増えているのは事実。ここは普及啓発というところに繋がると思うが、ご本人が暮らしやすい、自分の望んだ生活ができるためにどういう仕組みをつくるのか、身寄りのない方の身元保証的サポートの問題も絡んでくるので発言させていただいた。

【松井委員（東京リーガルサポート）】

身元保証の話が出たので、国が令和5年に総務省で調査し発表しているものを紹介する。身元保証会社は全国に数百あり、このところ急増している。何で急増しているのかは儲かるからで、きちんとやっているところはゼロではないが、ほとんどがずさんな経営の実態だということが、国の報告の中に書かれている。よくよく注意しないといけなく、当初、後見人がいれば身元保証人はいらぬのではと交渉しても、どうしても要るという施設もある。この辺のところは、大田区でも視野に入れて考えてほしい。

【石渡会長】

先ほど、小学生が認知症の講座を学ぶというところで、私も田園調布双葉の高校生から、メールをいただき、「家のおばあちゃんが認知症になったらしくて心配なんだけど、成年後見制度のことを教えてください。」みたいな声を聞いたりしている。

【星野委員（東京社会福祉士会）】

私のところにもメールが来て、オンラインでお話をさせていただいた。熱心な高校生で法務省のホームページで法制審議会の委員の名簿を見て、「社会福祉士が参加している」とメールを送ってくれた。社会福祉士会の中でも別の方からもお話を聞きたいと連絡をして、他の会員が対応してくれた。私が高区で講演した市民向けの講演会にも申し込まれ受講された。「祖母が山陰地方でひとり暮らしをしており、認知症じゃないかと心配していて、成年後見制度のことを知ったが、その制度が変わろうとしているときいて、どのように変わるのか知りたい。そもそも成年後見人はどんなことをしているのか」とお問合せがあった。いろんなところに聞いていてすごいと思った。

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【石渡会長】

若い方に発信するというのは本当に意味があると、星野委員のところにも相談されていたと再認識した。残り時間 10 分を切っているので、今日の全体的にまとめる中核機関という立場で、張間委員と中原委員にお願いしたいと思う。

【張間委員（大田区福祉部）】

本当に今日はものすごく、私自身も勉強になったし、各委員から本当にそれぞれの情報、またご意見をいただき本当にありがたい。大変実のある会になったと思うので感謝している。それぞれ専門職の方、地域の代表の方か、それぞれ相談支援機関の方、それぞれ専門分野があると思っている。

例えば、啓発・啓蒙の話がありましたが、高齢者の方は何を見ているかという、紙媒体で大田区報を見ている。もちろん発行しているのは我々行政である。また、地域のおひとりおひとり身近なのは、やはり自治会・町会の方や民生委員の方である。例えば、すでに議論されているが、何かある方、おかしいねという情報が、自治会・町会、民生委員の方に入ったら、地域包括支援センターまた地域福祉課、或いは出張所長にお伝えいただくと、必ず行政のどこかにはその情報が伝わる。餅は餅屋という言葉は失礼かもしれないが、それぞれの役割を果たして、この連携ネットワークでまた話し合っ、より良くしていこうという場になると改めて感じた。また、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターの方々も大活躍しているので、地域課題は何かということであれば、社協さんの力やパワーをお借りしながら進めていきたいと思う。今日は良いお話をありがとうございました。感謝申し上げます。

【中原委員（社会福祉協議会）】

我々に残された課題は 2 つあり、1 つ目は重層的支援会議と権利擁護支援検討会議をどう効果的にどう連動していくかということである。地域課題を検討する場もあるし、自立支援協議会もあり、それらを含めてどのように整理していくかである。大事なのは会議体からいかに協議体にしていくのが重要であると考え。例えば、地域ケア会議を会議体として地域で実施しながらこの会議体を協議体化していき、地域の課題をみんなで考えていく、その中心が地域包括支援センターという図式が地域包括ケアシステムの体系だと思う。それを地域包括支援センターだけでなく重層的支援会議にも広げた形で会議体でありながら、みんなで一緒に共通の課題を考えていく協議体にしていく。そしてこの地域連携ネットワークはまさに大田区全体版の協議体ということになる。それを具体的に考えていくのが部会設置で、部会でどのように検討していくかが重要である。

2 つ目は、いろいろ事例やお話があった、フォーマルなケアやサービスに頼る方式だけではもう支援は難しいということである。いかにインフォーマルなサービスを地域に作って、フォーマルサービスと一緒に支援していくことに意義がある。そのためには個人情報など様々な壁があるが、それをどのように解決していくのかも課題の 1 つかと思

第7回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

	<p>う。それらの課題を乗り越えられるのがネットワークで、また一緒に検討していきたいと思う。今日は本当にありがとうございます。</p> <p>【石渡会長】</p> <p>向かう方向性もきっちり中原委員が示してくださったが、最後に話された「地域力」というのは、大田区の専売特許だと私は思っている。基本構想の中でも、その辺りいろいろ検討が進められていると思うが、今までの大田区の蓄積の上に、今日、大きな話題で「受援力」など、どのように進めていくかについても出ていた。それでは進行を事務局にお返しする。</p> <p>【長谷川課長（大田区福祉部）】</p> <p>石渡会長、議事進行ありがとうございます。委員の皆様の大変いろいろなご意見いただきありがとうございます。本日の内容については、議事録としてまとめさせていただき、ご報告させていただきます。</p> <p>4 事務連絡</p> <p>今後のスケジュール</p> <p>第8回 大田区成年後見制度等利用促進協議会</p> <p>日時：令和7年1月20日開催予定</p> <p>5 閉会</p> <p>中核機関 大田区社会福祉協議会中原事務局長 あいさつ</p> <p>～～～中原事務局長 あいさつ～～～</p>
<p>議事要点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援会議と権利擁護支援検討会議の役割と連携について、明確になり整理されているので、それぞれの会議を効果的に機能させて活用していく。 ○共通する地域課題(8050 世帯、身寄りのない方、ごみ屋敷など)を特別出張所を中心に、地域包括支援センター・民生委員や地域の関係機関と情報共有できる場や各団体と繋がる場があるといい。 ○区民の方の支援を求める力「受援力」を高めるための、周知・啓発や支援が必要である。 ○小中高生を対象に「認知症の理解」などの講座やセミナーを開催して理解啓することは、長い目で見るととても大事である。 ○今後部会を設置するにあたり、金銭管理については金融機関の理解が必要なことから、一緒に検討していくための勉強会を開催してほしい。 ○身寄りのない方の身元保証について、現状や課題を整理していくことも必要である。
<p>第8回協議会の予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域連携ネットワークの強化に向けて